

補助事業番号 27-2-002
補助事業名 平成27年度 こどもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業
補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

家庭での養育がかなわず、養護施設に措置される子ども（要保護児童）の数は平成26年3月で約4万6千人にのぼる。里親や国内養子縁組など日本で家庭養護の機会に恵まれない子どもには国際養子縁組が選択肢になりうる。また、児童養護施設に入所する子どもの半数以上は虐待を経験しており、子どもだけでなく養育に悩む実親への支援も求められている。本事業では、児童相談所など公的機関と連携し、実親からの相談にものりながら、子どもに家庭養護の機会を提供するために国際養子縁組を実施する。また、国際基準に基づく養子縁組モデルを実践し、「国際養子縁組に関するハーグ条約」批准の重要性を政府や関係機関に提言する。さらに、外国人移住者、特に法と福祉の狭間に陥りがちな外国人未成年者とその家族の相談にのり、行政機関、NGOと協働し、福祉的支援を提供する。

(2) 実施内容

<http://www.issj.org/adoption/about> (URL)

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで取り扱ったケース数は1,032（延べ数）、ケースの相談回数は4,141（延べ数）であった。

養子縁組相談では、国内外に住む外国人夫婦や国際結婚の夫婦、日本人夫婦から「養子を迎えたい」という相談への対応や、養子縁組についての情報提供等を行なった。インタビューやオリエンテーションの際には「家庭を必要としている子どもたちのための養子縁組」という点を理解してもらいながら、養子縁組のプロセスを説明した。また、実母をはじめ児童相談所や児童養護施設などの児童福祉機関から「入所児童の養子縁組を検討したい」という相談が寄せられた。非婚や望まない妊娠、子どもの心身の障害などを理由に子育てができないと感じる実母に対しては、カウンセリングや地域の子育て支援機関等の情報を提供した。児童相談所から当事業団に照会される子どもの多くは、日本国内で養親家庭を見つけるのが難しい、いわゆるスペシャルニーズ（年齢が高い、慢性疾患・発達障害がある、実母が妊娠中にアルコールや薬物を使用した、実親に精神疾患や犯罪歴がある、などの背景）を有していることが多い。そのため、国籍は異なっても恒久的な養育環境を提供してくれる養親希望者とマッチングを実施し、国際養子縁組の成立まで継続的な支援を行った。今年度は、継続案件1件および新規1件の子どもの児童調査を実施し、養親候補者へのマッチングは2件行なった。

また、当事業団を経て養子となった方の実母・親族探しや、当事業団以外で養子縁組を行なったという実母からの実子探し等、様々なルーツ探しの問合せに応じた。ルーツ探しでは養子縁組された理由を知りたい、実親について知りたいなど、様々な問いを抱えて当事業団に問合せが入る。ソーシャルワーカーはその都度、なぜルーツ探しを始めたいのか、その動機を確認し、支援方法やルーツ探しに起こりえるリスクについても十分な説明を行なうことで、当事者にルーツ探しのための事前準備を促した。支援ケースのなかには、実際に数十年ぶりに実母と実子が連絡をとることができた事例もあった。

今年度は、フィリピン人やタイ人妻の連れ子や親戚の子どもとの養子縁組を希望する相談にも応じた。フィリピンやタイの中央当局や外国の養子縁組専門機関とのやりとりは、日本人ワーカールの他にフィリピン人、タイ人ソーシャルワーカーが英語、タガログ語、タイ語で対応し、家庭調査、必要書類の翻訳など、養子縁組申請にかかる手続きのほか、養子縁組が終了したフィリピン人やタイ人養子の氏の変更手続支援も提供した。

● **事業年度内の相談件数**

平成27年度内に養子縁組や児童家庭に関する問い合わせ件数は383件、その中で42ケースを新規ケースとして援助した。昨年度より引き続き扱っているケース402件、再開ケース5件を合わせると、援助活動を行ったのは832ケースであった。

平成27年4月1日～平成28年3月31日における国際的児童家庭相談の取扱ケース数

新規相談受付件数	383
新規オープンケース数	42
継続件数	402
再開件数	5
期間内取扱件数	832
期間内終了件数	477

● 広報活動

ISSJのホームページで国際養子縁組支援事業がJKAの補助金によって実施されていることを明記したほか、事業報告書などにも記載した。ISSJが主催する年に二回のチャリティ映画会バザー（第70回：2015年6月17日、第71回：10月16日開催）でも、補助金をいただいて作成した（平成26年度）DVDを上映し、会場でパネルを展示した。



2 予想される事業実施効果

「平成27年度 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動」補助事業として国際養子縁組支援、難民申請者の家族支援を実施した。国際養子縁組については2件の委託を実施した。1件目は前年に児童相談所から当事業団に照会された事案である。当該児童は複雑な養育環境にあったため、国際養子縁組が検討され、当事業団に登録されている養親候補者のもとに委託された。当事業団のソーシャルワーカーは子どもが委託された後、半年間に適応調査を3回実施した。現在は当事業団の支援を受けて、養子縁組申立を行い、家庭裁判所での養子縁組の審判手続きが進められている。もう1件については、昨年度照会されたが、養親候補者がなかなか見つからない年齢の高い児童の事案である。当該児童の最近の様子を知るため、追加の児童調査を行い、養親候補者とのマッチングを実施した。更に、新規事案では児童相談所から照会を受け、当該児童の児童調査を実施した。養親候補者は今年度で新規7組あり、家庭調査を実施・確認・継続している。今年度、国際養子縁組全般に関する電話・電子メールの問い合わせは、243件であった。

平成27年度は議員立法として「養子縁組あっせん法」が審議され、当事業団も各党のヒアリングで意見を述べた。また、児童福祉法の改正も準備が進められた。どの法案も養子縁組を福祉の中に位置づける方向で検討されており、ISSJの60年以上の活動の中で繰り返されてきた提言と一致する。子どもの福祉と最善の利益が養子縁組という方法で実現されるよう、今後も継続的な取組を行なっていきたい。このような事業の継続性が担保されて

いるのは、1965年以降、JKAより継続的に補助金をいただいているおかげでもある。

国際養子縁組した家族から送られてきた写真



3 補助事業に係る成果物

なし

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 社会福祉法人 日本国際社会事業団（ニホンコクサイシャカイジギョウダン）

住 所： 〒113-0034

東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F

代 表 者： 理事長 大槻 弥栄子（オオツキ ヤエコ）

担 当 部 署： 事務局（ジムキョク）

担 当 者 名： 事務局長 石川美絵子（イシカワミエコ）

電 話 番 号： 03-5840-5711

F A X： 03-3868-0415

E - m a i l： issj@issj.org

U R L： www.issj.org